

保 健 相 談

動 向

景気の低迷、厳しい経営環境等から事業所の統廃合等が進んできている。それに伴い事業所の健康管理体制の見直しによる変化、健康管理のアウトソーシングがすすみ、中小規模の事業所から、大規模事業所に波及し、保健相談事業は変化が大きい一年であった。

また事後措置を目的に導入した保健相談は健康診断時の全員面接やフォロー、有所見者の指導では個別健康教育の事業化を図った。施設内保健相談についても再構築をすすめてきた。

I 保健相談事業

保健相談事業は、事業場や健康保険組合との契約によって行っている。保健相談の契約方式は、年間契約と短期契約である。年間契約は新たに4団体、11事業所が契約。短期契約は、保健相談を導入した事業所が2団体、中止が5団体であった。

1. 年間契約保健相談 (14団体)

事業場の安全衛生管理体制や健康問題に応じて協力する。とくに産業医との連携、衛生管理者、看護職、衛生担当者、安全衛生委員会との相互理解をはかり、衛生管理活動の推進に協力する事を重視している。新規契約事業所は7000人弱の大規模事業所の健康管理の委託が1社、産業医と保健師がチームを組んだ契約が4社で、事業所の健康管理のアウトソーシングによる保健相談事業である。

2. 短期契約保健相談 (26団体)

健康診断の結果を基に、保健相談を行なっている。心身の健康づくりを重視し、健康診断時の全員面接方式を取り入れ、生活習慣病予防やメンタルヘルスへの対応を図る事業所が増えた。新規契約した2団体は健康診断時の全員面接、1団体は生活習慣病の事後指導であった。中止事業所の理由は、健康管理事業見直しに伴う中止が3団体、保健師が採用された1団体、事業所の遠方への移転に伴う中止が1団体であった。

3. 健康増進活動 (T H P)

健康の保持増進を目指しており、保健、栄養、ストレス等について日常における保健行動のセルフコントロールを重視した健康指導である。一般定期健康診断結果の保健指導とT H Pの健康指導を組み合わせた事

業場独自のT H Pが定着してきている。

4. 労災二次健診時の特定保健指導

労災二次健診は生活習慣病外来の中で実施、特定保健指導を行なった。**〔健診後の指導〕**を参照。

II. 健康教育活動

一般健康教育と個別健康教育（ライフスタイル・モディフィケーション・プログラム）、教室、調理実習を実施。有所見者には個別健康教育プログラムにより教育、相談を行なった。

III. 協会施設内保健相談

精密総合健診等の個人健診の充実と生活習慣病の予防、事後措置の充実を目指した外来における保健指導の充実を進めている。

(1) 精密総合健診

個人対応の充実と生活習慣病予防への対応を重視したドックを目指している。生活習慣調査結果と健診結果を結びつけた面接支援システムを活用した保健相談は定着した。当日は協会独自のアラカルトコースや、ドック結果から希望者に生活習慣病改善プログラムを紹介等を行なっている。

(2) 神奈川からがんをなくす会

会員の定期的な検査のフォロー等個別対応を重視している。

(3) 協会受診者への相談窓口の常設

健診結果の相談や、生活習慣の改善についての相談、事業所担当者からの健康管理に関する質問等に対応。年々相談者が増加しており、健康への関心が高くなってきている結果と考える。

(4) 循環器外来・腎外来・女性クリニック・生活習慣病外来・糖尿病外来・整形外科等で、それぞれの健康問題に対応した保健相談・栄養相談を実施している。

関係の集計表は159～160頁に掲載